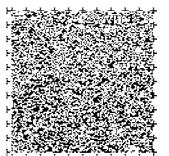


◆第1章 「せたがやノーマライゼーションプラン」及び
「第4期世田谷区障害福祉計画」の策定について



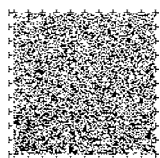
1. 策定の背景

(1) 障害者（児）施策の国際社会における動向

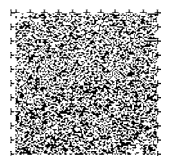
- 昭和51年の国連総会において、5年後の昭和56年を障害者の「完全参加と平等」をテーマに掲げた「国際障害者年」とすることが決議されました。国際障害者年行動計画では、ノーマライゼーション社会構築への視点が提示されました。
- 国際障害者年以降も、国際社会では、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）において決議された「アジア太平洋障害者の十年」や、国連総会における障害者の人権及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約（以下「障害者権利条約」という。）制定の決議等、「完全参加と平等」に向けた取組みが引き続き行われています。
- 世界保健機関（WHO）は、新たな障害分類である「国際生活機能分類（ICF）」を平成13年に公表し、人間の「生活機能」を「心身構造・身体構造」「活動」「参加」の3次元に区分し、病気や機能障害を重視する従来の「医学モデル」に加えて、環境を重視する「社会モデル」の考え方を取り入れる方向性を示しました。
- 平成24年11月に「アジア太平洋障害者の十年（2013－2022）」の行動計画である「アジア太平洋障害者の権利を実現する仁川（インチョン）戦略」が採択されました。
- 平成18年の国連総会において、障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、障害者権利条約が採択され、平成20年から発効しています。
- 我が国は平成26年1月20日に、障害者権利条約の批准書を寄託し、2月19日から効力を生じることとなりました。

(2) 障害者（児）施策のこれまでの展開

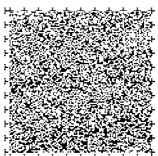
- 戦後の我が国における障害者（児）施策は、昭和22年に児童福祉法が、昭和24年に身体障害者福祉法、昭和35年に精神薄弱者福祉法（平成11年に知的障害者福祉法に改正）が制定され、各法の規定する対象を施設で保護し、その生活を保障していく方策が障害者（児）施策の主要な課題に置かれてきました。
- 昭和40年代に入り、特に重度障害者（児）への対策が進展していく中で、日常生活用具の給付等、在宅施策にも焦点が当てられました。
- 昭和51年の国連総会において、昭和56年を「国際障害者年」とすることが決議されたことを受け、昭和57年に「障害者対策に関する長期計画」が策定され、今日の「障害者基本計画」に連なる総合的な施策推進体制が構築されました。



- 平成2年の「福祉八法改正」においては、区市町村の役割重視、在宅福祉の充実等が盛り込まれ、在宅福祉の分野については、区市町村を中心に展開していく方向が規定されました。また、サービス供給の多元化への路線も打ち出されました。
- 平成5年の障害者基本法改正において、精神障害も障害者として明確に定義されました。
- 平成10年代に入ると、社会福祉基礎構造改革が始動し、「個人が尊厳を持ってその人らしい自立した生活が送れるよう支える」という理念のもとに、従来の措置制度についても利用者本位の観点から見直しが行われました。これを受けて、平成15年から身体・知的障害者（児）を対象に「支援費制度」が導入されました。
- 「支援費制度」は、サービス利用者の急増とそれによる費用の増大によって、制度の維持が困難となったことから、平成17年に障害者自立支援法が成立し、平成18年4月から障害者（児）への新たな地域生活支援の施策が順次展開されていくことになりました。この新たな地域生活支援の施策においては、身体・知的・精神の3障害のサービス提供主体は区市町村に一元化され、利用者本位の徹底と、サービス支給決定の透明化や明確化、その費用について社会全体として支える仕組みが構築されました。
- 発達障害者（児）への取組みについては、平成16年12月に発達障害者支援法が成立し、発達障害に対する理解の促進、発達障害者支援の普及・向上に関する総合的な支援が進められています。
- 障害児教育の領域では、障害児一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う特別支援教育が、平成19年4月から学校教育法に位置づけられ、すべての学校において障害児の支援の充実が図られています。
- 高次脳機能障害については、高次脳機能障害支援モデル事業で作成された「高次脳機能障害診断基準」により、平成16年4月から診療報酬の対象とされることになりました。
- 平成22年12月に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（つなぎ法）」が公布されました。つなぎ法により、障害者自立支援法及び児童福祉法が一部改正され、平成24年4月までに、①利用者負担の見直し、②障害者の範囲の見直し（発達障害者が対象となることの明確化）、③相談支援体制の強化（市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化）とサービス等利用計画作成対象者の拡大、④障害児支援の強化、⑤グループホーム・ケアホームへの家賃補助や視覚障害者への同行援護の創設など、地域における自立した生活のための支援の充実等が行われました。

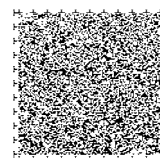


- 平成23年8月の障害者基本法の改正において、日常生活又は社会生活において障害者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるといふいわゆる「社会モデル」に基づく障害者の概念や、障害者権利条約にいう「合理的配慮」の概念が盛り込まれるとともに、国内において障害者基本計画の実施状況を監視し、勧告を行う機関として障害者政策委員会が設置されました。
- 平成24年6月に、障害者（児）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう福祉の増進や地域社会の実現を図ることを目的に、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）が制定され、平成25年4月（一部は平成26年4月）に施行されました。
- さらに、改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が制定され、平成28年4月より施行されます。
- 平成24年10月には、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害者（児）の権利利益の擁護に資することを目的とする障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）が施行されました。
- 平成25年4月には、障害者優先調達推進法（障害者就労施設等の受注の機会を確保し、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図る国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）が施行されました。
- 平成25年6月には、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律が施行されました。
- 同じく平成25年6月に障害者雇用促進法が改正されました。平成28年4月からは、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止や障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が定められ、平成30年4月からは、精神障害者の法定雇用率の算定基礎への追加の措置が定められます。
- 平成26年4月には精神保健福祉法が改正され、保護者の義務が削除され、医療保護入院の際に家族等が同意することと改められました。同時に精神科入院患者の地域移行・退院促進について、保健医療福祉に携わる全ての関係者で取り組むことが明示されるとともに、病院（管理者）の責務が制度化されました。

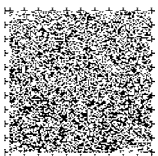


2. 区のこれまでの取組み

- これまで世田谷区では、区として初めての基本計画（昭和53年）を受けて、昭和57年に「福祉総合計画」を策定するとともに、昭和56年の「国際障害者年」を契機に、昭和58年には「世田谷区障害者施策行動10カ年計画」を策定するなど、先駆的取組みを行ってきました。
- 平成7年には、障害者基本法の定める「障害者計画」として「せたがやノーマライゼーションプラン」を策定し、完全参加と平等を目標に保健、医療、福祉、教育、労働等の多様な専門領域での障害者（児）施策を推進してきました。平成13年には、社会福祉基礎構造改革に対応して同プランを改定しました。また平成18年には、新たな「せたがやノーマライゼーションプラン―世田谷区障害者計画―」を策定し、平成22年5月には、「後期事業補足版」を取りまとめました。
- 平成18年に、市町村に障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画である「市町村障害福祉計画」の策定義務が課されたことを受けて、「第1期世田谷区障害福祉計画」を策定しました。平成21年度には、障害者自立支援法の見直しに向けた抜本的な緊急措置の実施を受けて、「第2期世田谷区障害福祉計画」を策定し、また平成24年3月には、障害者自立支援法改正法で改正された内容を反映させるとともに、国の障害者計画の改正を踏まえて「第3期世田谷区障害福祉計画」を策定しました。
- この間、区の障害者（児）の数は年々増加傾向にあり、障害者（児）の地域における自立や社会参加に向けた支援や、複雑・多様化する福祉ニーズへの対応も大きな課題となっています。また難病や発達障害等が新たな対象となるなど障害者（児）への補助制度の対象が拡大し、基盤や体制のさらなる整備が必要とされています。
- 国で進められている社会福祉基礎構造改革では、民間活力の導入によるサービス供給の多元化が進められていますが、区の役割も直接のサービス提供者の立場から民間事業者の参入促進と質の確保、優良な事業者の育成、障害者（児）に関わる専門人材の育成、地域住民への障害理解促進や地域住民の主体的な福祉活動の支援等、障害者（児）が安心して地域生活を送っていける仕組みづくりに力点を置いていく必要があります。
- 区では、平成25年9月に「世田谷区基本構想」を議決し、9つのビジョンとして「健康で安心して暮らしていける基盤を確かなものにする」「個人を尊重し、人と人とのつながりを大切にする」などを掲げました。これを受けて平成26年3月に「世田谷区基本計画」を策定しました。重点政策ほかの施策を対象として、庁内関係部が協力し、庁内連携を強めながら、マッチング（横つなぎ、組み合わせ。10ページ参照）により、効率的で効果的な施策の形成や推進に努めていきます。

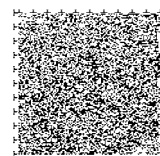
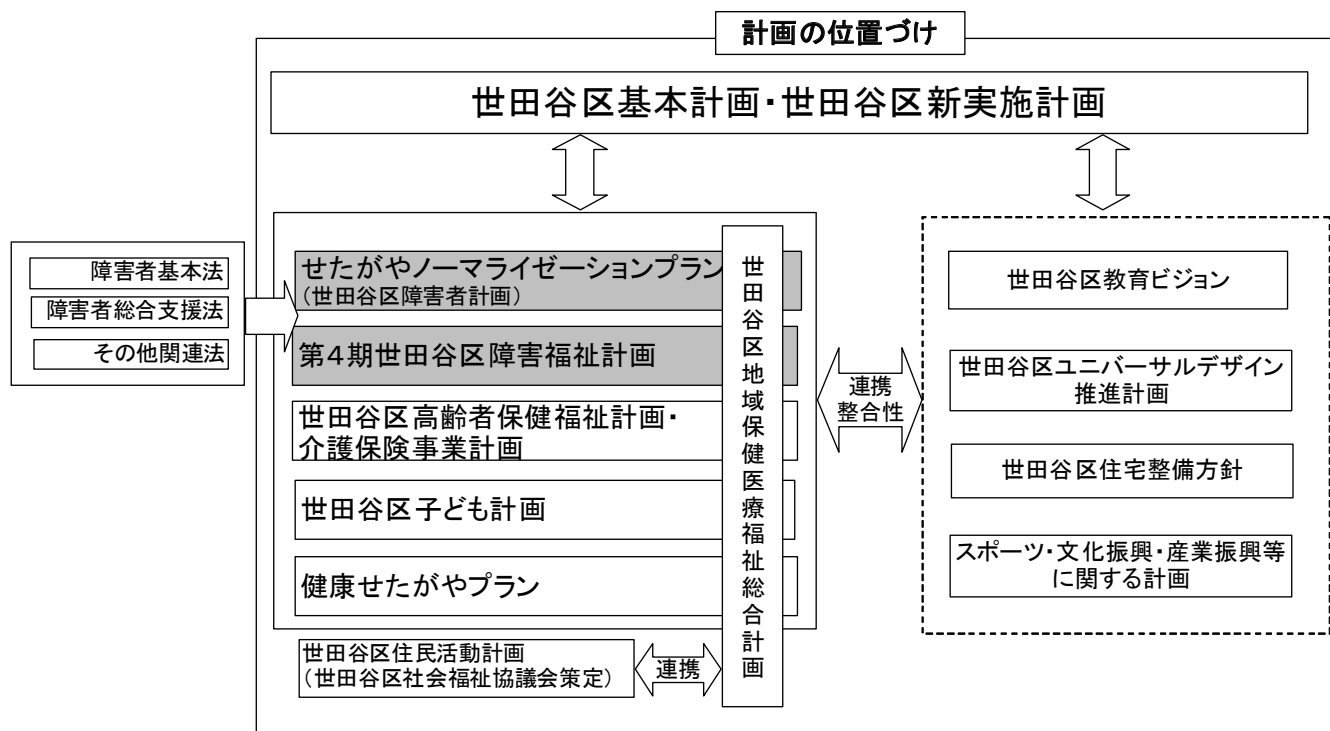


○区は、平成26年3月に、今後10年間の保健、医療、福祉の各分野の基本的な考え方を示した「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」を策定しました。この計画では、(1)高齢者や障害者(児)、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など、支援を必要とするあらゆる人が、身近な地区で相談することができ、多様なニーズに対応した保健、医療、福祉などのサービスが総合的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指すこと、(2)区民や地域福祉活動団体、事業者など、多様な主体が地域の課題に取り組み、ともに支えあう地域社会づくりを進めること、(3)地域福祉を支える基盤整備を図っていくことを3つの柱としています。また、障害者(児)を、属性でとらえるのではなく、「生活のしづらさをかかえた人、支援を必要とする人」としてとらえるとともに、自分らしい生き方、自立や自己実現を支援していくことや、障害者を、サービスを受ける人、という固定的な見方をせず、その力を活かし、地域社会の担い手として活躍できるような環境づくりを進めるという視点を示しています。



3. 「せたがやノーマライゼーションプラン」及び「第4期世田谷区障害福祉計画」の位置づけと策定の趣旨

- 「せたがやノーマライゼーションプランー世田谷区障害者計画ー」と「第4期世田谷区障害福祉計画」は、障害者（児）に向けた施策を全庁的かつ計画的に推進するとともに、区民、事業者、区が協力・連携し、地域で共に支え共に生きるノーマライゼーション社会を目指すためのものです。
- 区政運営の基本的な指針である「世田谷区基本計画」及び区の保健医療福祉にかかわる基本的方針である「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」、さらに区の他の福祉関連計画との連携及び整合性を保つものとしします。
- 「せたがやノーマライゼーションプラン」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として策定します。
- 「第4期世田谷区障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として策定します。



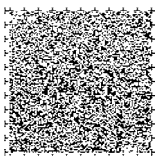
《せたがやノーマライゼーションプランと世田谷区障害福祉計画のイメージ》

【せたがやノーマライゼーションプランー世田谷区障害者計画ー】

- 障害者基本法（第11条第3項）に基づく、障害者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
- 計画期間：中長期（概ね5～10年程度）
- 多分野にわたる計画（広報啓発、相談・情報提供、就業生活支援、保健・医療、教育、文化芸術活動・スポーツ等、雇用・就業、生活環境（バリアフリーなど）、情報、防災、防犯 等）
- 庁内関係部が協力し庁内連携を強めるとともに、マッチングにより、効率的で効果的な政策の形成や推進に努める。

【第4期世田谷区障害福祉計画】

- 障害者総合支援法（第88条第1項）に基づく、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 計画期間：3年を1期とする
- 各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画



4. 計画の期間

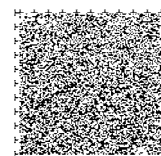
- 計画期間は、「せたがやノーマライゼーションプラン」は平成27年度から平成32年度までの6年間、「第4期世田谷区障害福祉計画」は平成27年度から平成29年度までの3年間とします。
- ただし、今後の国の障害施策等の動向を見極めつつ、さらには区を取り巻く社会状況の変化に伴って、必要な調整を図るものとします。

《計画期間》

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
せたがやノーマライゼーションプラン (世田谷区障害者計画)	平成27～32年度								
第4期世田谷区障害福祉計画	平成27～29年度								
世田谷区基本計画	平成26～35年度								
世田谷区地域保健医療福祉総合計画	平成26～35年度								

5. 推進体制、評価・検証

- 「せたがやノーマライゼーションプラン」及び「第4期世田谷区障害福祉計画」の推進にあたっては、区と区民、障害者関係団体、基幹相談支援センター、地域障害者相談支援センター、相談支援事業所、サービス提供事業者等が連携・協働をいっそう進めるとともに、地域の社会資源を最大限に活用し、計画を推進します。
- 「せたがやノーマライゼーションプラン」及び「第4期世田谷区障害福祉計画」については、PDCA サイクルのプロセスに基づき、年1回以上その実績を把握し、庁内関係所管による検討部会、連絡調整会議等で評価・検証を行います。また、世田谷区自立支援協議会に定期的に情報を提供し、進捗状況について意見をいただきます。その後、世田谷区地域保健福祉審議会、及びその部会である世田谷区障害者施策推進協議会に実績を報告・協議し、計画の進行管理を行います。国や都の障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、評価・検証を行い、必要があると認めるときは計画の変更や見直しを行います。
- 「第5期世田谷区障害福祉計画」(平成30年度～平成32年度)の策定に合わせて、「せたがやノーマライゼーションプラン」についても評価・検証を行い、必要な見直しを行います。

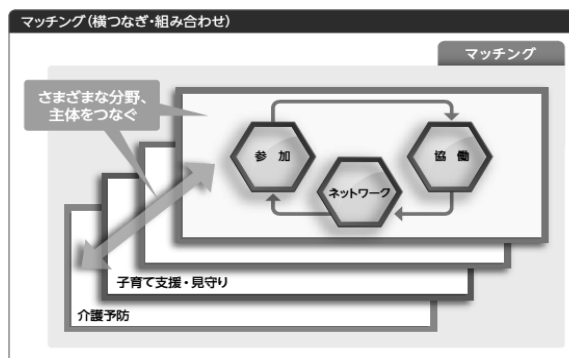


コラム マッチングによる政策の推進に向けた検討

—さまざまな分野・主体をつなぎ、融合させる— <世田谷版マッチング>

1. 世田谷区基本計画におけるマッチングの取組み

基本計画(平成26年度～平成35年度)の中でマッチングによる政策推進の考え方を掲げています。目的を共有し、縦割りを超え、さまざまな分野や主体を横つなぎ・組み合わせることで、課題解決の力を高めるよう、相互に協力して政策を進めることを「マッチング」と定義しています。



2. マッチングによる横断的政策を進めるための4要素

(1) 目的の共有

政策を推進するための複数の取組みにおいて、これまでの制度や仕組みにこだわらず、問題を深く広く捉え、課題の解決に向け、相互に求めるべき目的を共有します。

(2) 各々の組織にこだわらない広い視点

目的実現のためには、限られた組織や事業の範囲だけで課題解決にあたらず、組織横断的に、総合的な広い視点で取組みを行う必要があります。

(3) 横つなぎ・組み合わせ

具体的な取組みにおいて、さまざまな行政分野の施策や、多様な区民・事業者などの参加・協働の活動を横つなぎ・組み合わせ、融合させることにより、長期的、多角的な視野を持ち、深く・広く考え、その力を最大限発揮することで政策を実現します。

(4) 相互協力

区民・事業者等・区が相互に協力して、責任と役割を分かち合い、新しい行政サービスの創造や政策の実現に取り組みます。

これらの4要素に加え、①「区民ニーズへの領域横断的な対応」、②「分野ごとの隙間を埋める」、③「合流により施策全体の効果を得る」といった3つのステージによるマッチングの効果を見据えて、施策を進めます。

